須磨多聞線(西須磨)事業について



平成26年2月発行 : 神戸市建設局道路部工務課神戸市広報印刷物登録平成25年度第187-1号(広報印刷物規格B-1類)

須磨多聞線(西須磨)の事業に伴う、沿道環境への影響を 予測・評価しましたので公表いたします。

須磨多聞線の概要

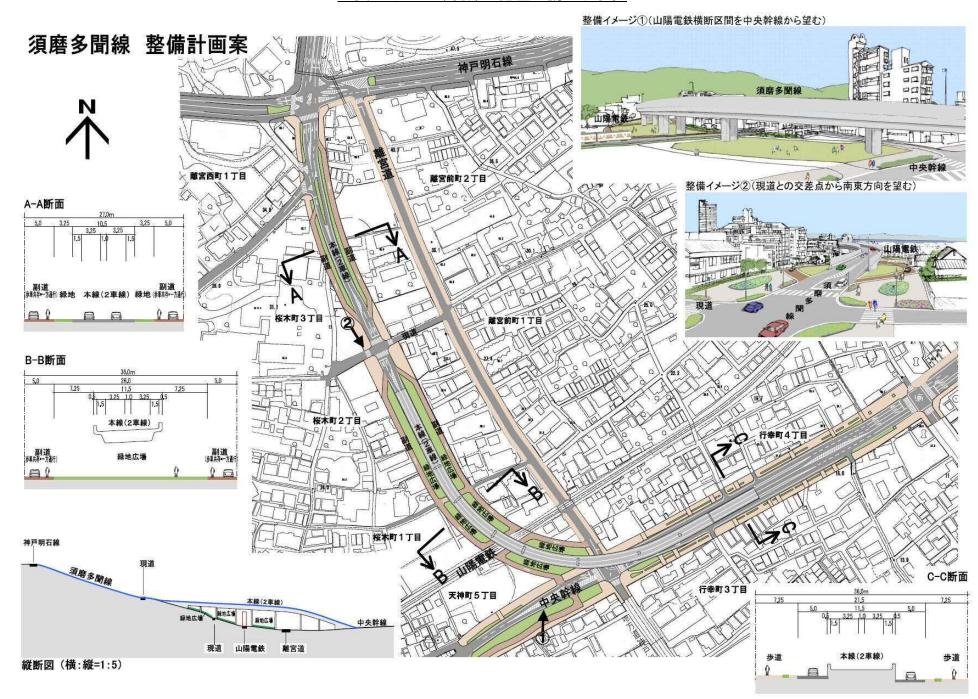
- 須磨多聞線は既成市街地と垂水区 北部を連絡し、幹線道路ネット ワークを形成する重要な路線です。
- 西須磨地域(延長約520m)においては、須磨多聞線の整備により交通の適正な分散がはかられ、天井川左岸線など、周辺道路の渋滞緩和や、沿道環境の改善に効果があります。

現在の状況

- 西須磨地域の進捗状況は、地権者のみなさまの ご理解とご協力を得て、道路用地は約97%を取得 しており、道路整備の段階を迎えています。
- 平成25年9月に配布しました「としけいかく ミニニュース」に掲載していましたとおり、須磨 多聞線(西須磨)事業による環境への影響を調査し、 予測しました。
- このたび、環境影響評価書(案)を作成しましたので、お知らせし、意見募集します。環境影響評価書(案)は、現地調査、予測結果、及びそれらに対する評価の内容を記載した書類です。

環境影響評価とは

- 環境影響評価制度は、道路、団地、クリーンセンターなど、環境への影響があると考えられる 一定の規模以上の事業を対象に、事業が環境に及ぼす影響について、事業の実施の前に地域の 環境の現況を調査した上で、事業の実施に伴う環境への影響を予測・評価を行うものです。
- その結果を、公表して市民等の意見を聴き、環境保全のための措置を検討・実施することによって、健全で快適な環境の確保を目指すものです。
- 神戸市の環境影響評価制度は、対象となる事業の種類、手続の方法などを定める「神戸市環境影響評価等に関する条例」(以下「条例」といいます。)、対象となる事業の要件、市民意見の提出方法などを定める「神戸市環境影響評価等に関する条例施行規則」(以下「施行規則」といいます。)、環境影響評価の項目、調査・予測及び評価の方法などを定める「神戸市環境影響評価等技術指針」(以下「技術指針」といいます。)から成り立っています。
- 須磨多聞線(西須磨)事業は、条例及び施行規則で定める対象事業ではありませんが、これまで 説明してきましたとおり、条例に準じて、須磨多聞線の整備に伴う沿道環境への影響を予測し、 必要に応じて環境保全措置を講じます。



環境影響評価書(案)の概要

①予測·評価項目

● 予測・評価項目は、事業計画をもとに影響を及ぼす恐れのある 行為・要因を抽出し、地域特性を考慮して選定しました。

予測·評価項目 影響要因		①大気質	② 緊 音	③振動	④低周波音	⑤ 日 照	⑥人と自然の触れ	⑦ 景 観	8文化環境	⑨廃棄物
完成後	道路の存在					•		•		
後	自動車の走行	•	•	•	•		•			
工事の実施		•	•	•			•		•	•

(注)●は予測評価を実施した項目

工事の実施とは、工事中の建設機械の稼働や、工事用車両による影響です。

②予測結果の概要

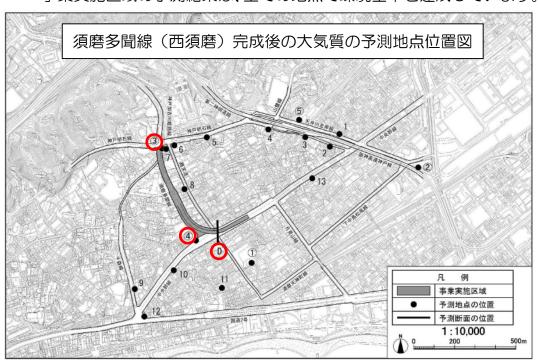
● 今回のニュースでは、道路の存在や自動車の走行により、影響が大きいと考えられる、完成後の大気質、騒音、景観について、予測結果の概要をお知らせします。その他の項目や、詳細な予測結果については、市ホームページまたは閲覧場所の環境影響評価書(案)をご覧ください。

(i) 大気質

◆完成後◆

完成後の自動車走行に伴う大気質の影響予測については、下記図の 地点、断面にて行いました。

事業実施区域の予測結果は、全ての地点で環境基準を達成しています。



予測結果 (抜粋)

予測地 点番号	予測 高さ等	予測地点	二酸化窒素(ppm) 日平均値の年間 98%値	浮遊粒子状物質(mg/m³) 日平均値の年間 98%値	基準の 達成状況
3	1.5m	桜木町3丁目	0.041	0.056	0
	3.0m	(安//四] 3] 日	0.041	0.056	0
4	1.5m	天神町5丁目	0.040	0.056	0
	3.0m	八 世四] 9] 日	0.040	0.056	0
D 断面 上り	1F~8F	行幸町4丁目	0.040	0.056	0
D 断面 下り	1F~8F 天神町 3 丁目 0.040		0.040	0.056	0
整合を図る基準			0.04ppm~0.06ppm 又はそれ以下	0.10mg/m ³ 以下	

(ii) 騒音

◆完成後◆

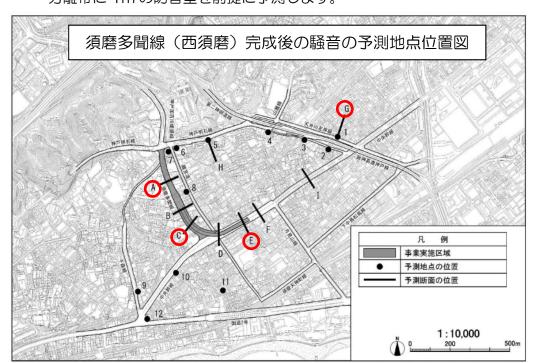
完成後の自動車走行に伴う騒音の影響予測は、下記図の地点、断面にて行いました。予測に際しては、騒音の影響をできる限り回避又は低減するために、下記に示す環境保全措置を想定しました。

予測結果については、事業実施区域は、全ての地点で基準値以下となっています。また、事業区域周辺の道路について、G 断面(天井川左岸線)、H 断面(神戸明石線)等では一部で環境基準を超えると予測されますが、現地調査結果を下回るため、整備効果が期待されます。

なお、一部環境基準を超えると予測された箇所については、供用後に事後 調査を実施し、その結果を踏まえ騒音影響の低減に向けた対策を検討いたし ます。

環境保全措置

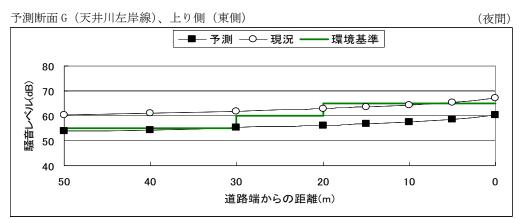
- 中央幹線、天井川左岸線、神戸明石線、千森線、離宮道 (中央幹線以北)は排水性舗装を前提に予測します。
- 須磨多聞線の本線部に 2m の防音壁、中央幹線(I 断面付近)の中央 分離帯に 1m の防音壁を前提に予測します。



予測結果 (抜粋)

予測 地点 番号	上下別	予測地点	区分	時間区分	階高さ	環境保全 実施後	基準の 達成状況	基準値
A	上り	桜木町3丁目	近接空間	昼間	5F	63	0	70
				夜間	4F	58	0	65
			背後地 20m	昼間	4F	60	0	60
				夜間	5F	55	0	55
	下り	桜木町3丁目	近接空間	昼間	3F	62	0	70
				夜間	5F	58	0	65
			背後地 20m	昼間	8F	60	0	60
				夜間	10F	55	0	55
	上り	桜木町2丁目	近接空間	昼間	7F	62	0	70
				夜間	7F	57	0	65
			背後地 20m	昼間	10F	60	\circ	60
C				夜間	9F	54	0	55
	下り	桜木町2丁目	近接空間	昼間	10F	62	0	70
				夜間	10F	57	0	65
			背後地 20m	昼間	10F	59	0	60
				夜間	10F	54	0	55
Е	上り	行幸町4丁目	近接空間	昼間	2F	64	0	70
				夜間	3F	59	0	65
			背後地 20m	昼間	3F	61	0	65
				夜間	6F	55	0	60
	下り	行幸町3丁目・	近接空間	昼間	5F	64	0	70
				夜間	5F	58	0	65
			背後地 20m ·	昼間	7F	61	0	65
				夜間	6F	55	0	60

(注) 階高さについては、最大の予測結果となった状態を表示しています。



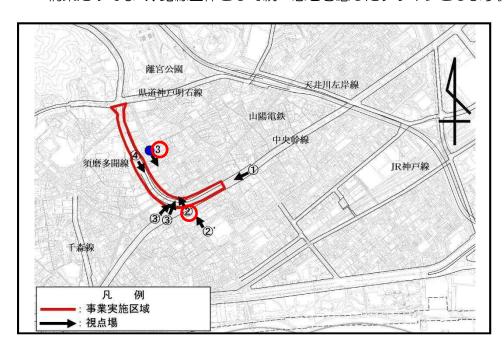
(iii) 景観

◆完成後◆

完成後における道路の存在による景観への影響予測については 下記図の視点場から道路完成写真を作成しました。

環境保全措置

- 橋梁の圧迫感を軽減するために、水平方向に分節したデザインを採用するなど桁や高欄を薄く見せるよう努めます。
- 遮音壁の設置においては、環境への影響を抑える範囲でできる限り低いものを採用します。
- 排水管等の付属物については、橋脚にスリットを設けるなど、目に つかないデザインとします。
- 橋梁だけでなく、路線全体として統一感を考慮したデザインとします。





※桁の色等はイメージです。







③評価結果の概要

環境要素	予測内容	評価結果
大気質	工事の実施に係る二酸 化窒素、浮遊粒子状物質、 及び粉じん等の予測。 道路完成後の自動車の 走行に係る二酸化窒素及 び浮遊粒子状物質の予測。	予測結果は、全ての段階の各項目に ついて、環境基準等を達成しています。
騒音	工事の実施、道路完成後 の自動車の走行に係る騒 音の予測。	事業実施区域においては、工事の実施に係る騒音、道路完成後の自動車の走行に係る騒音について、環境保全措置を行うことにより、全ての地点で環境基準を達成しています。 事業区域周辺の天井川左岸線や神戸明石線などにおいて、現地調査結果を下回り整備効果が期待されます。 一部の地点で環境基準を超えると予測されますが、供用後に事後調査を実施し、その結果を踏まえ騒音影響の低減に向けた対策を検討します。
振動	工事の実施、道路完成後 の自動車の走行に係る 振動の予測。	予測結果は、全ての段階において、 環境基準等を達成しています。
低周波音	道路完成後の自動車の 走行に伴って高架道路から発生する低周波音圧レ ベルの予測。	予測結果は、周辺地域へ著しい 低周波音の影響を及ぼすことはない 結果となったことから、基準等を達成 しています。
日照	道路の存在による日照 の予測。	予測結果は、周辺地域へ著しい日照 の影響を及ぼすことはない結果(最寄 りの民家で2時間未満)となったため、 基準等を達成しています。
人と自然の 触れ合い 活動の場	工事実施や、道路完成後 の自動車の走行に係る人 と自然のふれあい活動の 場への影響の予測。	「山麓リボンの道」に影響があると 考えられますが、工事中は交通誘導員 を配置し、迂回路への誘導を行うとと もに、完成後は散策者の利用しやすい 空間を確保するような対策を行うこと で、影響を低減します。
景観	道路の存在による景観 への影響の予測。	橋梁のデザインを工夫し遮音壁の高 さをできる限り低くすることで、影響 を低減します。
文化環境	事業実施区域及びその 周辺に分布する埋蔵文化 財への影響の予測。	現地着手前までに試掘調査を実施し、埋蔵文化財が確認された場合には、「文化財保護法」の規定に基づき適切に記録保存することで、文化財の保全と継承を行い、影響を低減します。
廃棄物	工事の実施において 発生する建設副産物のう ち、建設発生土の予測。	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づき排出量の抑制や、適切な再資源化に努めることで、廃棄物の減量化を行い、影響を低減します。

4総合評価

- 各環境要素の評価結果は、事業実施区域においては、事業実施の影響はありますが、環境保全措置を実施することにより、すべての環境要素は、環境保全目標(環境基準等)を達成しています。
- 事業区域周辺に関しては、天井川左岸線や神戸明石線などにおいて、現状よりも騒音予測値の低減が確認されたため、事業実施の効果はあるものと考えられます。

しかしながら、自動車の走行に係る騒音の予測値が一部の区域で環境基準を超過していますので、供用後に事後調査を実施し、その結果を踏まえ騒音 影響の低減に向けた対策の検討を行います。

● 以上の結果から総合的に評価しますと、本事業は、環境保全措置により、可能な限り環境影響の回避・低減に努めており、環境基準及び神戸市環境基本計画等の目標等の維持達成に支障を及ぼすものではないと考えます。

都市計画道路 須磨多聞線(西須磨)事業の

環境影響評価書(案)の公表と意見募集について

□意見募集

(1) 意見募集期間: 平成26年2月28日(金)~平成26年4月14日(月)

(2) 意見提出方法

書式は自由です。次のいずれかの方法により、書面で提出してください。

○郵送の場合:〒650-8570 (住所不要)

神戸市建設局道路部工務課 「須磨多聞線」意見募集あて。

(平成26年4月14日(月)消印有効とさせていただきます。)

OFAXの場合:(078)391-7773

神戸市建設局道路部工務課 「須磨多聞線」意見募集あて。

○電子メールの場合: road_engineering@office.city.kobe.lg.jp 件名を「「須磨多聞線」意見募集」としてください。

○持参いただく場合

平日の8時45分から17時30分の間に、

神戸市建設局道路部工務課(市役所2号館3階)へ持参ください。

意見提出に関する注意事項

- (1) 必ず提出者の住所及び氏名(法人その他団体にあっては、所在地、 名称及び代表者の氏名)を記載してください。
- (2) 神戸市内にお住まいの方以外で、市内の事業所等に勤務されている 方、市内の学校に在学中の方は、事業所等又は学校の名称及び所在地を 記載してください。
- (3) 「須磨多聞線(西須磨)事業の環境影響評価書(案)の内容」に 対する意見であることを明記してください。
- (4) 電話等による口頭での意見提出の受付及びいただいたご意見に 関する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見につきましては、市ホームページにて市の考え方 を公表いたします。

なお、ホームページをご覧いただけない場合は、市政情報室 (市役所2号館2階)にて閲覧用パソコンがありますので、ご利用 ください。

現地説明会の開催

□現地説明会の開催について

(1) 日時: 平成 26 年3月18日(火) 18時30分~20時30分

(2)場所:須磨区民センター(須磨区中島町1-2-3)

(3) 説明内容

・須磨多聞線(西須磨)の事業に伴う環境への影響を予測した、 環境影響評価書(案)の内容について説明いたします。

・ 当日は環境影響評価書(案)に対するご質問を受け付けます。



口資料の閲覧

- (1) 閲覧期間: 平成26年2月28日(金)~平成26年4月14日(月)
- (2) 閲覧場所 (平日の8時45分~17時30分)
 - 建設局道路部工務課(市役所2号館3階)
 - ・建設局西部建設事務所(住所:須磨区妙法寺字ヌメリ石 1-1)
 - 市政情報室(市役所2号館2階)
 - ・須磨区役所まちづくり課(住所:須磨区大黒町 4-1-1)
- (3) 神戸市役所ホームページでは、PDF形式で資料を閲覧できます。 http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/construction/ avenue/index.html

口個人情報の取扱について

- (1) いただいたご意見は、住所・氏名・個人又は法人の権利利益を 害する恐れのある情報等、公表することが不適切な情報(神戸市情報 公開条例第10条各号に規定する情報)を除いてホームページ等で 公表いたします。
- (2) 個人情報の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容は公表いたしません。
- (3) ご意見・住所・氏名・電子メールアドレス等につきましては、 神戸市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないと ともに、適正に管理いたします。
- (4) 意見提出に際し、提出されたご意見の内容を確認させていただく 場合があるため、住所・氏名の記載をお願いいたします。

今後の予定について

